

答 申 第 1 号

平成20年 2月13日

熊本市議会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年10月12日付け熊市議発第594号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年度及び平成18年度政務調査費の領収書の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第4号]

別 紙

諮問第4号

答 申

1 審議会の結論

熊本市議会（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市議会議員の平成17年度及び平成18年度政務調査費の領収書（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件文書が議会の職員でない議員が保管することになっており、議会に対して提出義務がないから、議会には存在しないとして請求拒否決定を行った。

しかし、これは不存在の理由とはならない。政務調査費は熊本市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）第5条に「市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定されており、その適否を判断すべき資料が本件文書である。また熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「政務調査費規則」という。）第8条では「議員は、政務調査費の支出について支出伝票及び出張記録書を作成し、現金出納簿、当該議員名義の預金通帳を備えた会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理しなければならない」と規定され、5年間保管することとしており本件文書が存在することは明らかである。

本件文書は条例及び熊本市情報公開条例施行規則に規定されており公文書とすべき文書であり、議員が保管していることを理由に不存在とした実施機関の決定は条例及び規則の解釈適用を誤ったものであるため、決定を取り消し、本件文書を公開すべきである。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は当該文書を開示請求したが、政務調査費規則第 8 条に規定するように本件文書は政務調査費の交付を受けた議員が保管することになっており、議会に対する提出義務はない。

本件文書は議員から議会に提出されていないため熊本市議会には存在しない。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、市議会議員の平成 17 年度及び平成 18 年度政務調査費の領収書である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 請求拒否理由の妥当性について

実施機関は、政務調査費条例等の規定及び事務の流れから、本件文書は議員から議会に提出されていないため熊本市議会には存在しない旨主張するので、このことについて検討する。

政務調査費条例第 6 条第 1 項に「政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。」と規定している。また政務調査費規則第 8 条に「政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について支出伝票及び出張記録書を作成し、現金出納簿、当該議員名義の預金通帳を備えた会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理しなければならない。」と規定している。

議員及び実施機関の職員は、政務調査費の交付事務に関して、政務調査費条例及び同規則に基づき処理を行っており、議員は収支報告書を議長に提出し、領収書は議員本人が整理保管をしている。

このことについては、口頭陳述において、異議申立人及び実施機関双方に異論がない。

異議申立人は、本件文書は議員が保有するとしうえて、政務調査費条例及び同規則で議員の本件文書の保管義務を規定し、現実に議員が保管しており文書が存在することが明らかであるため、公文書として公開すべきであると主張するので、これについて検討する。

条例第 2 条に「文書等」の定義があり、これに該当する場合には公開の対象となるので、これについて検討する。

「文書等」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用い

るものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定しており、「議員」が実施機関の職員に該当するかどうか問題となる。

「実施機関の職員」とは、実施機関が職務上指揮監督権を有する職員を意味するものと解すべきところ、議員は、実施機関である議会の構成員ではあるが、議決権などを行使するものであり、合議体としての議会から独立した存在で、実施機関である熊本市議会の指揮監督を受けるものには当たらず、「実施機関の職員」には当たらない。

このため、本文文書は条例第2条に規定する「文書等」には該当しない。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(5) 付記

本件異議申し立てについて、熊本市情報公開条例で判断した場合、実施機関の行った決定（請求拒否）は妥当であるといわざるを得ない。

しかし、異議申立人が主張するように、政務調査費の透明性の確保については、公金を使っているということから十分に考慮されるべきことであると思われる。

本来なら、収支報告書に領収書も添付したうえで、実施機関がチェックして保管するのが透明性の確保からすれば望ましいが、現状ではそうっていない。

もともと昨今、例えば西宮市で平成19年に「西宮市議会政務調査費の交付に関する条例」が改正され領収書の添付を義務付け、また、国会議員を対象とした政治資金規正法が改正され、平成22年からすべての領収書が公開されることとなっている。

このような流れのなか、熊本市議会においても「熊本市議会政務調査費の交付に関する条例」を見直す動きがある。

審議会としても今後を注目していきたい。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成19年 10月12日	熊本市長から諮問を受けた。
平成19年 10月22日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成19年 11月 5日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成19年 11月20日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。
平成19年 12月25日	答申（案）の審議を行った。
平成20年 2月 1日	答申（案）の審議を行った。
平成20年 2月13日	答申（案）の審議を行った。